

# 都城市農地等の利用の最適化の推進に関する指針

平成28年10月28日

都城市農業委員会

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入を促進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

都城市の農業構造（平成27年農林業センサス）については、耕地面積が8,229ha、うち水田3,962ha、畑4,024ha、樹園地241haとなっており、1ha未満の農家が52%を占め、平均経営耕地面積は1.25haとなっている。農家戸数は6,581戸で、うち認定農家戸数は1,084戸の16.5%である。農用地面積に対する利用権設定率は18.2%と低い状況にはあるが、農地の流動化は進展しつつある。

地域の強みを活かしながら、活力ある農業・農村を築くため、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、都城市農業委員会の指針として、平成28年度から平成30年度の3か年度の具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

## 1 担い手への農地の利用集積・集約化に関する目標及び方法

(1) 年間目標 592ha（新規のみ）

[目標設定の考え方]

平成35年度の集積率が8割となるように、今後3年間は4%増加するよう設定した。

(九州農政局宮崎統計・情報センター「宮崎農林水産統計年報」参照)

年度	耕地面積	集積面積	集積率(目標)
H27	12,800ha	6,320ha	49.37%
H28	12,800ha	6,912ha	54%
H29	12,800ha	7,504ha	58%
H30	12,800ha	8,096ha	62%

(平成27年度を基準とする。平成28年度以降予定。)

(2) 担い手への農地利用集積に向けた具体的な取り組み方法

農地が集団化、連担化した条件で担い手に集約するように支援していく。出し手、受け手となる農業者の意向確認をしながら、農地中間管理事業の積極的な活用の推進を図り、集積にも取り組む。

(3) 地域毎の年間活動目標

地区	集積目標面積	地区	集積目標面積	地区	集積目標面積
中央	6ha	五十市	43ha	祝吉	6ha
沖水	36ha	志和池	59ha	庄内	47ha
西岳	47ha	梅北	41ha	安久	18ha
山之口	35ha	高城	83ha	山田	59ha
高崎	112ha				

2 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進に関する目標及び方法

(1) 新規参入の年間促進目標 22 経営体

[目標設定の考え方]

新規参入者目標値については、直近の平均が20.6 経営体であることから22 経営体と設定した。

年度	新規参入者実績 (目標)		
	総数	個人	法人
H25	29 経営体	22 経営体	7 経営体
H26	19 経営体	12 経営体	7 経営体
H27	14 経営体	12 経営体	2 経営体
H28	22 経営体	—	—
H29	22 経営体	—	—
H30	22 経営体	—	—

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な取り組み方法

新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まで決め細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については農業改良普及センターや JA 都城、本市の農業専門委員等が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心となる経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

(3) 地域毎の年間活動目標

地区	目標経営体	地区	目標経営体	地区	目標経営体
中央	1 経営体	五十市	2 経営体	祝吉	1 経営体
沖水	1 経営体	志和池	2 経営体	庄内	2 経営体
西岳	2 経営体	梅北	2 経営体	安久	1 経営体
山之口	2 経営体	高城	2 経営体	山田	2 経営体
高崎	2 経営体				

3 遊休農地に関する措置に関する目標及び方法

(1) 年間目標 25 ha

[目標設定の考え方]

平成33年度までに遊休農地面積を0 ha とするために、年間25 ha 解消する。

(九州農政局宮崎統計・情報センター「宮崎農林水産統計年報」参照)

年度	耕地面積	遊休農地面積	遊休農地率(目標)
H27	12,800ha	124.8ha	0.97%
H28	12,800ha	99.8ha	0.77%
H29	12,800ha	74.8ha	0.58%
H30	12,800ha	49.8ha	0.38%

(平成27年度を基準とする。平成28年度以降予定。)

(2) 遊休農地解消のための具体的な取り組み方法

農地利用状況調査を実施し、別途おこなう利用意向調査に基づき、利用できる農地は農地中間管理事業へ貸し付けるなど農地の利用の最適化に努める。遊休農地及び遊休農地となるおそれがある農地については、相談・指導を行う。

(3) 地域毎の年間活動目標

地区	目標面積	地区	目標面積	地区	目標面積
中央	0.25ha	五十市	1.75ha	祝吉	0.25ha
沖水	1.5ha	志和池	2.5ha	庄内	2ha
西岳	2ha	梅北	1.75ha	安久	0.75ha
山之口	1.5ha	高城	3.5ha	山田	2.5ha
高崎	4.75ha				